

平成 26 年度

事 業 計 画 書

自 平成 26 年 4 月 1 日
至 平成 27 年 3 月 31 日

一般財団法人 流通システム開発センター

目 次

I	基本認識及び基本方針	
1	基本認識	1
2	基本方針	1
	(1) 重点項目への取り組み	1
	① R F I Dの調査研究開発及び普及事業	1
	② G S 1－1 2 8、G S 1データバー及び二次元バーコードの調査研究 及び普及事業	1
	③ 流通B M Sの開発及び普及事業	2
	④ ヘルスケア分野における標準化の推進 (G S 1－1 2 8研究及び普及 事業)	2
	⑤ その他	2
	(2) 公益目的支出計画の着実な実施	2
II	個別事業計画	
1	各種コード及びデータキャリアの調査研究開発及び成果の普及事業	3
	(1) 流通コード委員会	3
	(2) G S 1－1 2 8調査研究及び普及事業	3
	(3) R F I Dの調査研究開発及び普及事業	4
	(4) G S 1データバー及び二次元バーコードの調査研究開発及び普及事業	5
	(5) バーコードの利用促進活動事業	6
	(6) 普及啓発のための他団体との協力	6
	(7) G S 1などの国際研究活動への参画事業	6
2	E D Iの研究開発及び成果の普及事業	8
	(1) 流通B M Sの開発及び普及促進事業	8
	(2) 地域V A N標準化事業	9
3	コード情報の利用開発及び普及事業	9
	(1) J I C F Sデータベースの維持管理及び利用促進事業	10
	(2) R D Sデータベースの維持管理及び利用促進事業	10
	(3) G E P I Rデータベースの管理事業	10
	(4) G L Nデータベースの管理事業	11
	(5) G D S Nの利用開発事業	11
	(6) G P C及びU N S P S Cの翻訳	11
	(7) 共通取引先コードデータベース事業	12
4	広報事業	12
	(1) ホームページによる情報提供	12

(2) 季刊機関誌『流通とシステム』(年4回)	12
(3) 広報機関誌『流開センターニュース』(年6回)	12
(4) 流通情報システム化の動向	12
(5) 和英パンフレット	13
(6) 新聞・雑誌などへの広告	13
(7) 展示会への出展	13
(8) 感謝の集い(仮称)の開催	13
(9) ビデオ(DVD)貸出	13
5 複合的システム等の調査研究開発及び普及事業	14
(1) 新検品システムの開発・普及事業	14
(2) 商店街情報化事業研究	14
(3) 製・配・販連携協議会事業	14
(4) 流通情報システム化事例調査	14
(5) OBNの研究開発及び成果の普及事業	15
(6) 流通情報システム研究会	15
(7) 酒類・加工食品企業間情報システム研究会	15
(8) 受託事業	15
(9) 賛助会員事業	15
(10) 資料室管理	16
6 各種コードの管理事業	16
(1) 各種コードの概要	17
(2) コード管理システムの見直し	18
(3) 国際関係業務	18

平成 26 年度事業計画書

I 基本認識及び基本方針

1 基本認識

我が国経済は、いわゆるアベノミクス効果もあり、緩やかに回復基調を辿っている。流通業界においても、企業業績の回復、個人消費の持ち直しを受け、経営環境は好転してきているが、平成 26 年 4 月の消費税の 8 %への引き上げの影響が注視される状況にある。

一方、近年急速に伸展しているネット販売は、流通業界に大きな変化を及ぼしつつある。当センターとしても、このような流通業界の動向に適切に対応して、流通の標準化、システム化を進める本来の役割を果たしていくこととする。

2 基本方針

このような認識を踏まえ、平成 26 年度にあっては、次の基本方針により、事業に取り組むこととする。

(1) 重点項目への取り組み

① R F I D の調査研究開発及び普及事業

R F I D は、コスト低下や読み取性能面での改善が進み、世界的に実用化の機運が高まっており、我が国でもアパレル業界をはじめいくつかの業界で実用化が始まりつつある。

各種セミナーの開催やデモンストレーションシステムの活用により、積極的に導入促進に努めていく。

② G S 1 – 1 2 8 、 G S 1 データバー及び二次元バーコードの調査研究及び普及事業

消費期限や製造ロット番号などを表示できる G S 1 – 1 2 8 、 G S 1 データバーについては、利用する小売業や卸売業、メーカーさらには機器システムのサプライヤーとともに、導入、普及を図る。

また、モバイルと親和性の高い QR コードが、「G T I N + U R L」を表示するデータキャリアとして G S 1 標準に採用されたことから、 J A N コードなどを利用したアプリケーションの活用を業界関係者に積極的に働きかけていく。

③ 流通BMSの開発及び普及事業

小売業で147社が流通BMSの導入を公表（平成26年1月6日現在）、これらの企業と取引を行っている卸売業やメーカーは、6,500社以上が既に導入済と推定される。（平成25年12月調査結果）など、流通BMSは本格的な普及期に入っている。この動きをさらに後押しするため、製配販の有力企業の取り組みなどとも連携し、流通BMS協議会の活動を通じ、セミナー や講座の開催、広報資料の作成など、様々な取り組みを行う。

④ ヘルスケア分野における標準化の推進（G S 1 - 1 2 8 研究及び普及事業）

G S 1 ヘルスケアジャパン協議会の活動を通じて、同分野での標準化を進めるため、医療品・医療機器などのトレーサビリティ調査研究、国際会議参加による情報の収集・発信などに積極的に取り組む。

⑤ その他

情勢の変化に対応し、不斷に業務の見直し、改善を行っているが、本年度は、G S 1 事業者コードの登録申請手続きのネット化や登録企業名の英文情報化等に着手することとする。

（2）公益目的支出計画の着実な実施

内閣府の承認を受けた「公益目的支出計画」の3年度目を着実に実施していく。これに伴い、平成26年度においては、当期正味財産増減額が1億9,200万円余の赤字が予想されることから、上記重点項目をはじめ各事業を確実に遂行するため、事業安定積立金などを1億9,200万円余取り崩し、充当する。

II 個別事業計画

上記の基本方針に基づき、下記のとおり、各事業を実施するものとする。

1 各種コード及びデータキャリアの調査研究開発及び成果の普及事業

当センターの中核的業務である「流通に関するシステムの開発と普及」の最も重要な要素技術は、各種コード及びデータキャリアであり、これらの調査研究開発及び成果の普及を行う事業である。

国際的な標準化の作業に参画し、日本の実情を反映するとともに、各国の利用開発動向を調査し、さらに、これらの蓄積をもとに国内における新たな利用技術の開発及び産業界への利用促進のための普及活動を継続的に行う。

具体的には、下記の事業を継続して行う。

(1) 流通コード委員会

効率的で効果的な流通システムの実現に向けて、国内の主要な製配販の事業者との間で、G S 1 識別コードなどのG S 1 標準の最新動向の情報共有と普及に向けた課題などの検討のため委員会を実施する。

(2) G S 1—1 2 8調査研究及び普及事業

G S 1—1 2 8 の利用は、流通・物流の効率化に大きな威力を発揮することが期待されているが、企業間で使用する場合は、業界ごとに運用ルールを決めておく必要があり、当センターがG S 1 標準の円滑で効果的な活用、普及を図るとの観点から、各業界の協力を得て以下のような活動を今後も継続して行う。

① ヘルスケア業界

厚生労働省、関係業界と密接な連携を持ちつつ、我が国のヘルスケア業界におけるG T I N、G L N、G S 1—1 2 8 利活用の円滑な普及に取り組む。ヘルスケア業界でのG S 1—1 2 8 などG S 1 標準を用いたアプリケーション利用、普及を一層進める観点から、業界関係者、行政関係者、病院関係者、開発関連ベンダーなどからなる「G S 1 ヘルスケアジャパン協議会」を平成 21 年に組織化したが、引き続き当センターが担い、部会・WG・セミナー活動を継続して行う。

この協議会の部会活動の一環として、主要各国の医療機器及び医薬品に関する法規制動向の把握に努めるとともに、必要に応じパブリックコメントなどの機会を活用し、協議会としての立場から規制当局への意見表明などを行う。

また、医療品・医療機器などのトレーサビリティ調査研究、G S 1 ヘルス

ケア国際会議における国内業界のG S 1 準拠先進事例の発表、海外調査団の派遣・受け入れを昨年度に引続いて積極的に行い、国内の先進かつ高度な取り組みを国際発信するとともに、海外先進事例の情報収集に努め、国内業界に対して啓発活動も行う。

② トレーサビリティ（食肉業界）

平成 13 年の「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（トレーサビリティ法）の成立を受けてトレーサビリティ体制が検討され、当財団の協力のもとラベル表示に G S 1 – 1 2 8 の採用が決定された。国産牛肉につづき、国産豚肉、国産鶏についても標準化され、また他の畜種（馬、羊など）でも推奨されていることから、この領域において G S 1 コード体系に基づく G S 1 – 1 2 8 の利用拡大のための研究開発及び普及促進を図る。

また、輸入肉の管理においても、G S 1 本部の対応を踏まえ業界関係者、行政関係者と調整の上、国際標準化への適応を図る。

③ コンビニエンスストアにおける公共料金など代理収納システム

コンビニエンスストア（C V S）の公共料金などの代理収納は平成 14 年から始まっており、G S 1 – 1 2 8 によりデータが表示された振込票によって処理されている。当センターは、新たに本システムを導入しようとする企業に対し、必要な技術指導を行う。また、代理収納サービスの発展を目指して設立された日本代理収納サービス協会との連携を図る。

（3） R F I D の調査研究開発及び普及事業

R F I D は、コスト低下や読み取性能面での改善が進んでおり、E P C globalにおいて国際標準化が進められていることから、世界的に実用化の機運が高まっていて、我が国においてもいくつかの業界で実用化が始まりつつある。

本技術の調査研究、国際標準機関の標準化作業への参加、国内向けの技術の解説、利用分野の研究及び本技術の普及活動（セミナー、団体・企業への説明など）に注力していくとともに、貨物の輸出入管理への利用など具体的な技術の適用に係る開発研究を行う。具体的には以下の事業を行う。

- ① 国際標準機関（G S 1 E P C global）の標準化作業部会へ参画し、その動向を国内にフィードバックする。
- ② 各種セミナー及び国内のR F I D 関連委員会などを利用し、国際標準の国内での普及・推進活動を行う。

- ③ 経済産業省はじめ、各省及び業界団体などで行われている電子タグ関連の事業などに積極的に関与するとともに、その成果が国際標準として反映されるよう支援、働きかけを行う。特に物流の可視化ために、G T I NなどのG S 1キーを用いた国際標準化の開発研究を行う。
- ④ 国際標準機関（G S 1 E P C global）の標準仕様で構築されたシステムの有益性をアピールするため、ユーザーが自社の業務で実証することのできるシステムを用意し、要請に基づき現場でのデモンストレーションを行うとともに、広報活動を積極的に行う。
- ⑤ Auto-ID ラボ・ジャパン（慶應義塾大学）と協働しながら、「E P C R F I D FORUM」を共同運営し、技術動向、ビジネスケースなど様々な面からの検討を行い、R F I Dの導入促進を図る。
- ⑥ E P C／R F I Dの基本的理解を深めるために、当センターにおいてデモを含めた電子タグ（E P C／R F I D）入門講座を隔月毎に実施する。
- ⑦ G S 1 E P C global 会員制度を運営し、国内のユーザー、ソリューション企業・団体の国際標準化活動への参加促進と支援を行うとともに、国内でのE P C／R F I Dの普及推進の母体とするべく普及支援活動などを行う。

（4）G S 1データバー及び二次元バーコードの調査研究開発及び普及事業

G S 1データバーは2008年、G S 1が制定した最も新しいバーコードである。これまでに我が国の中で広く普及し、ほとんどの消費財に付けられているJ A Nコードは、表示できる情報が製造した企業と商品（どこのメーカーのどの商品か）に限られていたが、G S 1データバーは商品の属性情報、例えば、消費期限日や製造ロット番号、原産国などを表示することができる。

当センターにおいては、データバーを利用する小売業や卸売業、メーカー、さらには機器やシステムのサプライヤーとともに、利用拡大を図る。

一方、近年インターネットや携帯電話の普及により、G S 1として消費者までを含んだサプライチェーンを考慮する必要性が生じてきた。2007年にG S 1において開始されたG S 1モバイル・コム（現在はG S 1 B 2 C）の活動は、G S 1の2020年に向けた4つの主要テーマの1つに位置付けられ、携帯端末を利用したアプリケーションとインターフェースとなるデータキャリア（2次元バーコード）に係る標準化を進めてきた。

我が国のモバイル業界の取り組みは世界でも先進的な地位にあり、我が国から積極

的に情報発信を行い、標準化に関する必要性が高い分野といえる。国内のモバイル関係企業、業界団体に対するG S 1 標準の認知度を高め、国際標準との整合の重要性を訴える努力を継続して行う。併せてモバイルの標準的な利用方法の開発に対してその支援を行う。

なお、日本の携帯の読み取り機能で最も一般的な2次元バーコードであるQRコードが2011年末、G T I N+URLを表示するデータキャリアとしてG S 1 標準に採用されたことから、モバイルと親和性の高いQRコードについてモバイル・アプリケーションへの活用を継続して業界関係者に積極的に働きかけを行う。

(5) バーコードの利用促進活動事業

バーコード利用促進のため、バーコードの入門講座として、東京と大阪で定期的に開催するほか、地方の中核都市においても開催する。

このバーコード入門講座は、すでに普及の進んでいるJANコードや物流用に標準化されているITFコードに加え、前述の公共料金の請求書などで普及している収納代行用のバーコード（G S 1-128）やG S 1データバーの概要紹介などを行うこととしており、JANコードを新規に取得する企業ばかりでなく、すでに利用している企業にとっても担当者の教育という観点から利用価値の高いものである。

(6) 普及啓発のための他団体との協力

流通コードの普及啓発のために、引き続き全国の商工会議所・商工会連合会、一般社団法人日本出版インフラセンター及び各業界団体などが開催する説明会などに協力する。

(7) G S 1などの国際研究活動への参画事業

当センターは、G S 1 の加盟組織の一つであり、国際的にはG S 1 Japanと呼ばれている日本で唯一の代表機関であり、日本の窓口として次のような任務を負っている。

- ・ G S 1 の各種会議に参加し、G S 1 標準の作成・更新に貢献する。
- ・ G S 1 標準の動向を的確に把握して国内関係者に適切に伝え、国内の流通情報システム化の促進とサプライチェーンの効率化に貢献する。
- ・ 国内のG S 1 標準ユーザー企業のニーズを把握し、それをG S 1 標準に反映すべく努める。
- ・ G S 1 本部や他国の加盟組織と情報交換を行い、各国のG S 1 標準普及状況などを把握する。

これらの任務を果たすために、G S 1 の主催する各種の会議に参加するほか、関係加盟組織との情報交換を行う。

さらに、G S 1 で正式に決定された標準に関する仕様書や関連資料を国内関係者に

広く理解してもらうために、日本語資料を発行するなどの活動を行う。

具体的には、下記の主要なテーマについて、研究員などがテーマ別会議や電話会議に積極的に参加し、G S 1 本部及び各国におけるG S 1 標準の現状を的確に把握すると共に、我が国の主張を適切に反映させるべく努める（E P C global 関係については（3）参照）。

① G S 1 システム

- ・ バーコード& I D (各種の識別コードと J A N、I T F、G S 1 – 1 2 8、G S 1 データバー、G S 1 Q R コードなどのデータキャリア)
- ・ E D I (電子データ交換の標準化)
- ・ G D S (商品マスターデータの同期化)
- ・ ニューセクター

当初、食品雑貨を主な対象としてG S 1 標準を普及拡大してきたが、既にアパレル、家電製品、医薬品など、一般消費財にはG T I Nを中心利用が進んでいる。さらに、ここ数年は、一般消費財とは異なる分野でもG S 1 標準の採用が始まっており、G S 1 としてもそうした分野をニューセクターと位置づけて、普及に力を注いでいる。その代表的な分野がヘルスケア業界である。

・ ソリューション

従来、整備してきたG S 1 標準を組み合わせて“ソリューション”としての概念を構築し、必要に応じてパッケージとしてユーザーに提供するなど検討が進んでいる。具体的には、トレーサビリティ、プロダクト・リコールなどである。

・ B 2 C /モバイル・コマース

携帯電話やインターネットの急速な普及に加え、消費者の安心・安全への関心の高まりから、携帯電話とバーコードを利用した形での商品属性情報の検索などいわゆるB 2 C の分野におけるG S 1 標準の適用の可能性が大きくなっている。このようなニーズに対応すべく、G S 1 はモバイルの標準化を進めており、携帯端末用2次元シンボル(G S 1 Q R コード、G S 1 データマトリクス)の標準化などに続き、G T I NなどのG S 1 キーを利用し消費者に安心・安全を提供するデータベースサービス、G S 1 ソースの準備も進めている。

我が国においても、従来のB 2 C を含んだサプライチェーンにおけるG S 1 標準の適用可能性について、関連事業者と連携して検討を行う。

・ I S D P (新G S M P)

業界毎の標準化ニーズを取り纏める Industry Engagement 及び新プロセスであるI S D P に積極的に参画すると共に、国内では、各業界団体など

との協力を通じ、我が国企業のそれら活動への参加支援を継続する。

② その他の国際事業

- ・ GS1では、地域別に地域共通の課題などを協議する場として、地域会議を設けており、日本はアジア太平洋地域に属している。同地域のGS1加盟組織と密接な連携を図り、同地域におけるGS1システムの普及促進に努めると共に、必要に応じて、アジア太平洋地域としてのニーズを取り纏め、標準化の策定や更新に反映させる。
- ・ ISO（International Organization for Standardization：国際標準化機構）の国内委員会などを通じて、GS1システムに関連する標準のISO規格化及びJIS（Japanese Industrial Standards）規格化の制定作業及びそれらの普及活動などに積極的に参画する。
- ・ 外国の流通情報システム及びGS1標準の普及状況などを調査するため、必要に応じて外国に調査団を派遣する。

2 EDIの研究開発及び成果の普及事業

当センターは、1990年代からEDIの標準化のため様々な取り組みを行っており、平成9年には、経済産業省の委託を受けて、国際標準に準拠した我が国の流通EDI標準「JEDICOS」を開発した。

これらの成果のうえに、その後ITネットワークの技術進展と流通業界の取引の実態の変化を反映して、経済産業省の全面的支援を受けて平成21年に策定された流通EDI標準が「流通BMS」である。当センターは、流通業界を網羅した協議会を組織するなどして、この普及活動を継続的に行う。

また、流通EDI標準の新たな活用・適用範囲拡大（金融機関、公共機関など）に向けた調査・研究活動を行う。

一方、中小の卸、小売業者間での受発注をつなぐネットワークである地域の流通VANにおいても標準化が遅れていたため、当センターが標準化を提案し、そのメンテナンスも支援する。

具体的には、以下の事業を引き続き行う。

（1）流通BMSの開発及び普及促進事業

流通BMSの新規開発は平成18年度から行われ平成21年度に現行バージョンの開発は終了した。平成22年度以降は既存の標準への追加・変更要求に対応した開発を中心に行っている。

流通BMSの利用者は自社が属する業界団体を通じて、標準に対する追加・変更要

求を当センターに提出することができる。当センターは各産業界及びIT関連企業の専門家の協力を得つつ内容を検討し、妥当と判断したものについて必要な変更作業を行い、新たなバージョンとして公開している。

また、流通BMSの利用普及に関心のあるメーカー・卸・小売の団体に呼びかけて、「流通システム標準普及推進協議会（略称：流通BMS協議会）」を組織化し、流通BMSの普及拡大を推進している（現在49団体）。

具体的には協議会に普及推進部会を設置し、以下の活動を行う。

- ・ 流通BMS導入企業の把握、普及セミナーの企画などを検討
- ・ 講座の開催
- ・ 流通BMS入門講座を東京と大阪で定期開催
- ・ 普及セミナー開催
全国主要都市で最新動向と事例紹介を中心としたセミナーを開催
- ・ ソリューションEXPOの開催
リテールテックにて流通BMSソリューションを設け、製品・サービス展示とITベンダーによる製品紹介/導入事例セミナーを開催
- ・ 業界団体と連携した活動
業界団体と連携した説明会を開催し、講師の派遣や資料提供の協力を行う。
加えて、個別企業の取引先向け流通BMS導入説明会にも、講師の派遣や資料提供の協力を行う。

（2）地域VAN標準化事業

当センターは、首都圏を中心に中小の小売業と卸売業間の取引システムを促進するために設立された標準型の流通VANであるベンサムネットワーク協同組合と共同で研究開発を行っており、これまで受発注情報をやり取りするだけの仕組みから、請求や商品情報の交換を可能にする研究、さらには、これまで、発注用の専用端末を利用した仕組みから、モバイル端末（携帯電話に自動読取機能を併設したもの）を利用した研究など地域流通VANが今後、新たに充実する必要があると思われる機能やサービスの研究を行う。

3 コード情報の利用開発及び普及事業

全国のメーカー、卸売業、小売業などが利用している商品のコード情報を一元的にデータベースとして管理し、各企業の検索の便に供する（JICFS）とともに、JANコードをキーとして各個別商品の販売情報であるPOSデータを集約し様々な分析を通じてマーケティング戦略を立案する利用者の便に供する（RDS）ためこれらのデータベ

ースシステムの維持管理を行うとともに、新たな活用方法の研究開発及び成果の普及活動を行う。

このほか、グローバルな利用を前提とした商品データベースであるGDSNの国内における理解と普及促進など、コードに係るデータベースに関連した研究開発及び成果の普及事業を行う。また、GS1や国連の開発した商品分類を日本語に翻訳し公開する。

具体的には以下の事業を重点的に行う。

(1) JICFSデータベースの維持管理及び利用促進事業

JICFS／IFDB (JAN Code Item File Service/Integrated Flexible DataBase)は、JANコードの統合商品情報データベースであり、JANコードとこれに付随する商品情報を一元的に管理する商品データベースである。

このデータベースは利用者の業種、業態、企業規模などを問わず流通業界全体で利用できるように共通的なデータ項目を中心に商品情報の収集を行い、商品の改廃に応じてタイムリーにデータベースの更新を行っていく必要がある。

今後、本システムの維持管理のほか、データベースの充実（各業界データベースとの連携強化、登録メーカーなどの拡大）、利用者の拡大に努める（インターネットショッピングや情報提供サイトを含む。）。

(2) RDSデータベースの維持管理及び利用促進事業

RDS (Ryutsu POS Database Service) は、当センターが運用管理するPOSデータを有効活用して経営の効率化を図ることを目的としたPOSデータベースサービスである。

POSデータの幅広い活用を促進、とりわけ、中小事業者などの利用促進のために開発した「比べて店検Web」を広くPRし、RDSセミナーなどを開催し、参加小売業の拡大、利用者の拡大を図る。

現在、本データサービスの基になっているPOSデータを提供する店舗はそのほとんどがスーパーマーケットであるが、利用者のニーズが高まっているドラッグストアへの参加を呼びかけ、POSデータの利用価値の充実を図る。

また、小売業のPOSデータ活用の促進を図るために、「比べて店検Web」の機能強化を継続的に行う。

(3) GEPIRデータベースの管理事業

GEPIR (Global Electronic Party Information Registry) は、GS1各国の流通コード管理機関が貸与している企業コード情報を、共通のシステムでインターネットを通じて提供するサービスである。我が国では、当センターがGS1事業者コード※の企業情報をインターネットを利用して提供しており、今後も引き続き同シス

ムの運用管理を行う。

平成 26 年度は、G S 1 最新バージョンへの対応や G S 1 事業者コードの英文化対応などを目的として、G E P I R システムの再構築を行う。

※「G S 1 事業者コード」は、平成 24 年 4 月 1 日から従来の「J A N企業コード」を名称変更したもの。

(4) G L Nデータベースの管理事業

平成 26 年度は、G S 1 事業者コードの英文科対応を含め、G L Nデータベース登録システム及び同管理システムの機能強化のためシステム開発を行う。

G L Nデータベースは、企業・事業所別コードである G L N (Global Location Number) の登録情報を一元的に管理するデータベースである。

現在、G L Nデータベースは、G E P I R を通じてだれもが利用可能となっている。

(5) G D S Nの利用開発事業

G D S Nとは、Global Data Synchronization Network の略称であり、G S 1 の提唱により世界 153 の国、地域で利用する商品マスターのネットワークである。国際的には日用品、食品をメインに、家電、フードサービス、ヘルスケアまで利用業界が広がっているが、我が国では、小売業が個別に商品マスターを維持管理することが多く、過去、我が国では実証実験が行われてきたものの普及に至っていない。

今後、日本企業がアジアに進出し、グローバルな協調関係の中で企業活動を進めるには、G D S Nのようなインフラの利用は不可欠と考えられる。しかしながら日本でのG D S Nへの関心は未だ低いことから、関係業界への情報提供を継続的に行う。

(6) G P C及びU N S P S Cの翻訳

G P Cとは、Global Product Classification の略で、G S 1 が開発、管理する商品分類体系である。商品情報や事業所の情報の同期化を行う上記G D S Nで利用される。現在、37 種類の大分類が策定されており、1 年に 2 度更新される。当センターでは、食品・飲料・タバコ、日用品、家電製品など 7 大分類を翻訳、G S 1 本部ウェブサイトで公開している。

U N S P S Cとは、United Nations Standard Products and Services Code(国連標準製品及びサービスコード)の略で、国連開発プログラム(U N D P)が所有し、G S 1 U S (米国のG S 1 加盟組織)が管理するグローバルな製品・サービス分類コード体系である。U N S P S Cはほぼ毎年 1 回更新される。当センターは、公式日本語翻訳機関として、日本語版をU N S P S Cウェブサイトで公開している。

(7) 共通取引先コードデータベース事業

当センターでは、共通取引先コードの貸与を受けている事業所の情報提供方法として、コードブック及びWebサービスの2つのサービスを行っている。

4 広報事業

当センターの流通システム及び関連データベースに関する調査・研究・開発及び成果の普及活動について、製造業、流通業から消費者に至るまでの幅広い利用者及び関心のある行政機関、大学研究者などに対し、体系的に全体像を紹介するとともに、最新情報を提供するため、ホームページ、機関誌、機関紙、各種冊子、パンフレット、展示会などの様々な媒体を通じて広報活動を行う。

具体的には以下の各事業を行う。

(1) ホームページによる情報提供

当センターの流通システムに関する調査・研究・開発及び成果の普及活動や各種コード管理事業について、流通業・製造業はじめ各関連業界などの利用者に対して各事業の内容の理解促進及び最新の情報を提供するためホームページによる情報の発信を行っている。内容は最新情報を発信するため、常時更新する。

(2) 季刊機関誌『流通とシステム』

本誌発刊の目的は流通システムに関する調査研究の成果を各界に広く伝え実用してもらうことであり、情報提供の活動を計画的かつ継続的に実施する。発行は、7月、10月、1月、3月の季刊（年4回）。

(3) 広報機関紙『流開センターニュース』

当センターの行う流通システムに関する国内外の調査・研究、開発、及びセミナー・フォーラムなどの事業活動の内容を掲載する広報紙で、年間6回の隔月に発行する。配布先は流通業、製造業、機器メーカー、商工会議所、商工会連合会、官庁、関連団体など。

(4) 流通情報システム化の動向

当センターが設立以来推進している、流通情報システムの調査・研究、開発の標準化などの事業概要を体系的にとりまとめて「流通情報システム化の動向」のタイトルで年1回改訂し、刊行物として発行する。本資料は当センターの各研究会会員・委員会委員、関係団体・企業などに流通情報システム化の資料として広く利用されている。その他希望者には有償配布している。

(5) 和英パンフレット

① 和文パンフレット

当センターの設立経緯、目的、事業活動など（調査・研究・開発及び普及啓発活動など）について広くご理解いただくために当センターの紹介パンフレット「流開センターのご案内」をはじめ、必要に応じ、各種のリーフレットやパンフレットを作成・配布する。

② 英文パンフレット

我が国におけるG S 1 標準の普及状況や導入アプリケーション及び当センターの活動内容などを世界各国の関係者や関係機関に伝えるため、英文の紹介資料（G S 1 Japan Handbook）を作成し、配布する。この資料は、我が国の流通業界の特性や国際標準導入における課題なども伝え、日本に対する各国の理解の一助となる。

(6) 新聞・雑誌などへの広告

当センターの国内外の流通情報システム化に関する各事業の内容について、流通業・製造業をはじめ各関連業界に対して最新の情報を提供するため流通専門誌、新聞に広告掲載を行う。

(7) 展示会への出展

当センターの流通システム化に関する各事業の活動内容について、流通業・製造業をはじめ各関連業界に対して普及推進を図るため、展示会への出展を行う。具体的には、「流通情報システム総合展／リテールテック J A P A N」、「自動認識総合展東京・大阪」などに協力団体としてブースを設け、各事業について理解を促進するためパネル展示やパンフレット・冊子などの配布を実施する。

(8) 感謝の集い（仮称）の開催

当センターは、これまで毎年1月中旬に開催していた新春トップセミナー・懇親会の代わりに、12月初旬、当センター関係者を対象とした意見交換会の“場”として感謝の集いを開催する。

(9) ビデオ（D V D）貸出

当センターが普及推進している国際流通標準化の各種識別コード及びデータキャリアなどの調査研究についてビデオ（D V D）を制作し、流通業、製造業及び各関係業界に対して広く情報を提供し、利用を促進するためビデオの貸出を行う。

5 複合的システム等の調査研究開発及び普及事業

当センターの持つ人的な資源やこれまでの経験・蓄積を生かして、国や地域社会、産業界からの幅広い要請に応えるため、(1)から(3)までの流通システムを構成する要素を複合的に組合せて、高度な流通システムを研究・開発するとともに、関心ある企業を組織化し、研究会形式で情報共有や先進事例の研究などを行う。また、流通構造の分析や商店街の流通情報システムを活用した活性化策など、幅広い分野の調査・研究・開発を行う。これらのテーマについては自主的取組みのほか、官庁や民間企業などからの受託によって行う。

さらに、これらの調査・研究・開発を支えるインフラとして、資料室を設置し、内外の文献資料の収集・整備や、会員へのサービスを行う。

本年度は、以下の事業を行う。

(1) 新検品システムの開発・普及事業

標準納品ラベルにG S 1－1 2 8シンボルとアプリケーション識別子を採用し、現在大手チェーンストア、百貨店を中心に利用されている。G S 1－1 2 8で梱包単位に連続番号を表示し、E D Iによる納入業者からの事前出荷明細と組み合わせて「新検品システム」(検品レス)を実現化するものであり、今後さらに普及に努める。

(2) 商店街情報化事業研究

我が国の商店街では大手小売業者に比べ情報システムが十分活用されているとはい難い状況にある。しかしながら若手経営者を中心に様々な情報システム化事業を推進し、商店街の再活性化に取り組んでいる商店街も少数ながら存在する。そこで、今年度は商店街の若手経営者を中心に発足させた委員会において、情報化を通じた今後の商店街支援について検討する。

(3) 製・配・販連携協議会事業

食品、日用品を取り扱うメーカー、卸売業、小売業の有力企業の協働により、サプライチェーン全体で無駄をなくすとともに、新たな価値を創造する仕組みを構築することを目的に平成23年5月製・配・販連携協議会が設立されたが、当センターは本協議会の事務局を担当する。

(4) 流通情報システム化事例調査

流通業界の業務の効率化や高度化に資するシステム化事例を調査してその結果をとりまとめ、様々な形で公開することで、関係企業の流通情報システムの高度化に資す

ることを目的に実施する。

(5) OBNの研究開発及び成果の普及事業

OBN（Open Business Network）は、流通業界、クレジット業界からの要望を受けて自主研究により開発した、高度な安全性・信頼性を要求される、企業向けの先進IP（Internet Protocol）ネットワーク技術であり、OBN技術の供与を希望する通信機器メーカー及び通信会社を介して、一般の企業が利用できるものである。

なお、当センターの保有するOBN関連特許について、近年、民間企業による侵害の可能性が明らかとなったことから、これらについて法的措置を含む適切な対応を行う。

(6) 流通情報システム研究会

流通情報システム化事業を推進させる一環として、関心ある企業を組織化し、流通情報システムの最先端技術、事例、施策などの最新情報を定期的に提供し、流通業界の情報システム化推進に先駆的役割を果たすことを目的とした調査・研究で、定例セミナーを中心に、テーマ別特別セミナーなどを開催し、「sis研レポート」の提供を行う。

(7) 酒類・加工食品企業間情報システム研究会

酒類・加工食品メーカーと卸売業間の受注、納品、請求支払いなどの情報システムの標準化／共通化や、会員企業間の情報の共有などを中心とした定例会を行う。

(8) 受託事業

① 情報志向型卸売業研究会

事務局として、通常総会、運営委員会・政策懇談会、企画委員会、研究委員会、卸研フォーラム、卸研ホームページなどの企画・開催・運用支援を行う。

② 国や民間企業などから受託事業を中心に、流通のシステム化に関する種々の分野の基礎的な調査、研究、開発や普及啓発事業を行うとともに、政策提言などを行う。

(9) 賛助会員事業

本制度の目的は、当センターが蓄積してきた研究成果や資料、情報などを組織的に提供し、流通システム化の推進や流通問題の解決に寄与する企業の当センターへの経済的な支援制度である。主なサービス内容は次のとおり。

- ・ 各種資料、情報などの提供

- ・ 各種セミナー、展示会などの招待・案内
- ・ 当センター主催の有料のセミナーなどの参加費及び出版物などの割引

(10) 資料室管理

流通関係の内外の資料を総合的に収集して、内部の調査研究などの基盤を支える事業で、当センターの過去の調査研究報告書などの管理を行う。

6 各種コードの管理事業

G S 1により国際的に統一管理されているコード（G S 1事業者コード）及び当センターが開発し、普及促進を図ってきたコード（共通取引先コード・標準センターコードなど）について、我が国唯一の管理・貸与機関として、コード利用者からの登録の受付、登録料の収納、コード番号の付与、更新手続きの通知、登録台帳のメンテナンスなどの業務を行う。

ただし、標準センターコードは平成25年5月末で新規利用に対する登録申請受付を終了している。

具体的には以下のコードの管理などを行う。

なお、業務遂行に当たっては、今後とも、日本商工会議所、全国商工会連合会、一般社団法人日本出版インフラセンターなどとの業務提携を維持しつつ推進する。

(1) 各種コードの概要

G S 1 事業者コード	<p>① J A Nシンボルへの利用 流通業において商品識別を行うために使用される共通商品コードである J A Nコードを形成する世界標準の企業コード。</p> <p>近時、インターネットショッピングにおいても商品識別コードとして活用され、また、医療関係業界においても広く活用が推進されているなど新規の利用分野が広がってきており、こうした状況も踏まえ、新規分野の方に J A Nコードを更に広く理解していただくための活動を継続する。</p> <p>② G L Nコードへの利用 流通業において事業所識別を行うために使用される国際標準の事業所識別コード。</p> <p>J A Nコードと並びサプライチェーンの電子化には不可欠な事業所コード（G L N）の普及を図るための努力を継続する。</p> <p>特に、昨年からスーパー、百貨店、ドラッグストア、ホームセンターなどで導入が本格化した流通ビジネスメッセージ標準（流通B M S）に併せて、G L Nの導入も進んでいる実態に対応した普及促進を図る。</p>
書籍 J A Nコード	J A Nコードの体系に準拠した書籍を識別するコード。書籍を識別するコードである I S B Nを含む日本図書コードを J A Nシンボルにより表記するためのコード体系。
定期刊行物コード	J A Nコードに準拠した定期刊行物を識別するコード。雑誌コードを含んだ、J A Nコードのコード体系とは異なる共通雑誌コードとして、J A Nシンボルによる表記がされる。
共通取引先コード	我が国独自の流通業における事業所識別の事業所コード。商品の受発注、納品、代金決済などの業務における伝票やコンピュータ上で、企業、事業所を識別する。
クレジット企業コード	クレジットカードを発行する企業やカード情報処理に関する企業に対して付与されるカードシステム用の国内専用企業コード。

標準センターコード	流通業においてコンピュータを使った情報データ交換の仕組みの中で、コンピュータ上、データ交換する相手先を識別する企業コード。平成25年5月末、新規利用受付終了。
-----------	---

(2) コード管理システムの見直し

企業活動におけるインターネット利用の進展を受け、G S 1事業者コード登録申請手続きのネット化対応を進める。また、グローバル化への対応として、企業名などの英文情報化を進める。

(3) 国際関係業務

当センター（G S 1 Japan）は、流通情報システムの国際標準化団体G S 1の加盟組織であり、国内の窓口機関である。

G S 1の組織運営、基本戦略などに係わる下記の会議に参加し、G S 1組織の適切な運営とG S 1の標準の方向性を確認し、日本の関連業界などに不利益が生じないよう確認する。

① G S 1 総会：G S 1の規則、組織（使命、基本戦略など）に係る重要事項の決議。

② G S 1 理事会：総会で決定された基本理念に基づき、活動プランの提案などをを行う。

※上野専務理事がG S 1のMB（理事）に就任している。

③ Advisory Council：G S 1理事会のための準備と、MO（加盟組織）の立場においてG S 1の戦略を検討する。

④ その他：必要に応じて開催される臨時総会など。